

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

掛川市教育委員会教育長 山田文子

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「次長」を「部長」に、「教育次長」を「部に置かれる長」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「表の中欄に掲げる室、宛及びセンター」を「学校給食整備室」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 部 掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第3条第1項の教育部をいう。

別表第1の1の表中

決裁事項	決裁区分			備考
	教育長	次長	課長	

を

決裁事項	決裁区分			備考
	教育長	部長	課長	

に、

16 出版物の刊行	特に重要なもの	重要なものの	定例的又は軽易のもの	一般市民向けのものは、企画調整課長に合議
-----------	---------	--------	------------	----------------------

を

「

16 出版物の刊行	特に重要なものの	重要なものの	定例的又は軽易のもの	一般市民向けのものは、企画政策課長に合議
-----------	----------	--------	------------	----------------------

」

に、

「

22 異議の申立て、訴訟及び和解	○			
------------------	---	--	--	--

」

を

「

22 審査請求、訴訟及び和解	○			
----------------	---	--	--	--

」

に改め、同表2の表中

「

決裁事項	決裁区分			備考
	教育長	次長	課長	

」

を

「

決裁事項	決裁区分			備考
	教育長	部長	課長	

」

に、

「

2 事務分担等の調整		複数の課にわたるもの	課内係間の調整	次長決裁事項は企画政策部長に、課長決裁事項は企画調整課長に合議
------------	--	------------	---------	---------------------------------

」

を

「

2 事務分担等の調整		複数の課にわたるもの	課内係間の調整	部長決裁事項は企画政策部長に、課長決裁事項は企画政策課長に合議
------------	--	------------	---------	---------------------------------

」

に、

「

5 事務引継の確認	次長	課長	主幹等以下	
-----------	----	----	-------	--

」

を

「

5 事務引継の確認	部長	課長	主幹等以下	
-----------	----	----	-------	--

」

に改め、同表3の表中

「

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	次 長	課 長	
1 所属職員の配置		所属部内一般職員の6月以内の臨時的配置	所属課内一般職員の配置	次長決裁事項は企画政策部長に、課長決裁事項のうち年度途中における変更の場合は行政課長及び企画調整課長に合議

」

を

「

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	部 長	課 長	
1 所属職員の配置		所属部内一般職員の6月以内の臨時的配置	所属課内一般職員の配置	部長決裁事項は企画政策部長に、課長決裁事項のうち年度途中における変更の場合は行政課長及び企画政策課長に合議

」

に、

3 週休日の振替又は休日の代休時間の指定	次長	課長	主幹等以下	
4 勤務時間の割振り	次長	課長	主幹等以下	
5 国内の出張命令	次長及び 課長の4 日以上並 びに附属 機関等の 委員の出 張	課長の3 日以内及 び主幹等 以下の4 日以上の 出張	主幹等以 下の3日 以内の出 張	県外及び旅費の調整を 必要とする場合の出張 の命令は、行政課長に 合議
6 海外への出張命令	次長以下			課長以上の出張は総務 部長に、主幹等以下の 出張は行政課長に合議
7 行政課所管以外の実務研修 又は派遣研修の実施又は参加 の決定	次長	課長	主幹等以 下	課長以上の研修で受講 期間が連続3日以上の ものは、行政課長に合 議
8 年次休暇の時季の決定	次長の休 暇及び課 長の7日 以上の休 暇	課長の6 日以内及 び主幹等 以下の7 日以上の 休暇	主幹等以 下の6日 以内の休 暇	課長の7日以上の休暇 は総務部長に、主幹等 以下の7日以上の休暇 は行政課長に合議
9 夏季特別休暇の承認	次長	課長	主幹等以 下	
10 欠勤の決定	次長	課長	主幹等以 下	行政課長に合議
11 身分事項異動の確認	次長	課長	主幹等以 下	行政課長に合議

を

「

3 週休日の振替又は休日の代 休時間の指定	部長	課長	主幹等以 下	
4 勤務時間の割振り	部長	課長	主幹等以 下	
5 国内の出張命令	部長及び 課長の4 日以上並 びに附属 機関等の 委員の出 張	課長の3 日以内及 び主幹等 以下の4 日以上の 出張	主幹等以 下の3日 以内の出 張	県外及び旅費の調整を 必要とする場合の出張 の命令は、行政課長に 合議
6 海外への出張命令	部長以下			課長以上の出張は総務 部長に、主幹等以下の 出張は行政課長に合議
7 行政課所管以外の実務研修 又は派遣研修の実施又は参加 の決定	部長	課長	主幹等以 下	課長以上の研修で受講 期間が連続3日以上の ものは、行政課長に合 議
8 年次休暇の時季の決定	部長の休 暇及び課 長の7日 以上の休 暇	課長の6 日以内及 び主幹等 以下の7 日以上の 休暇	主幹等以 下の6日 以内の休 暇	課長の7日以上の休暇 は総務部長に、主幹等 以下の7日以上の休暇 は行政課長に合議
9 夏季特別休暇の承認	部長	課長	主幹等以 下	
10 欠勤の決定	部長	課長	主幹等以 下	行政課長に合議
11 身分事項異動の確認	部長	課長	主幹等以 下	行政課長に合議

」

に改め、同表4の表及び同表5の(1)から(3)までの表中

「

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	次 長	課 長	

」

を

「

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	部 長	課 長	

」

に改める。

別表第2の1の表中

「

事務の種類	決裁事項	決裁区分 教育長 次長
-------	------	----------------

」

を

「

事務の種類	決裁事項	決裁区分 教育長 部長
-------	------	----------------

」

に改め、同表2から5までの表中

「

事務の種類	決裁事項	決裁区分 教育長 次長 課長
-------	------	-------------------

」

を

「

事務の種類	決裁事項	決裁区分 教育長 部長 課長
-------	------	-------------------

」

に改める。

附 則

この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。